

別表

事業名	補助対象取組	事業実施主体	補助率	補助対象経費
とちぎ発日常体験型農泊モデル構築事業	<p>新たな長期滞在型農泊モデルを構築するためのコンテンツ開発・磨き上げに関する以下の取組</p> <p>1 調査・検討 地域資源の発掘、先進地視察、体験や食事メニューの開発・磨き上げ</p> <p>2 受入環境の整備 案内看板の作成・設置、体験受入に必要な消耗品の購入、パンフレット作成 等</p> <p>ただし、長期滞在型農泊モデルモニターツアー（※1）に関わる取組を行う事業者の取組を優先的に採択する。</p>	<p>新たな長期滞在型農泊モデルの構築に取り組む以下の団体</p> <p>1 農産物直売所（※2）、農村レストラン（※3）を運営する組織又は農業協同組合等であって、代表者及び規約の定めがあり、会計管理ができる者</p> <p>2 上記以外のグリーン・ツーリズム実践組織であって、代表者及び規約の定めがあり、会計管理ができる者</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>（1 事業実施主体当たり 10 万円を補助上限とする。）</p>	<p>1 調査・検討 先進地視察等に係る旅費、視察先謝金、調査・検討に係る消耗品費（※4）、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料</p> <p>2 1 の調査・検討に基づく受入環境の整備 消耗品費（※4）、印刷製本費</p> <p>3 その他本事業の目的達成のために知事が必要と認める経費</p> <p>ただし、本事業の目的と整合性のない活動に要する経費又は事業実施主体の組織運営・維持に関する活動経費は対象としない。</p>

- ※1 栃木県が長期滞在型農泊モデルを構築するための委託事業により実施するモニターツアーをいう。
- ※2 農産物直売所とは、卸売業者を介さずに地場農産物等を販売する施設をいう。（無人販売を除く）
- ※3 農村レストランとは、地場農産物等を農業者自らが調理し提供する施設をいう。
- ※4 消耗品費とは、取得価格が 10 万円未満のものとする。